

千葉県、株式会社良品計画、株式会社 MUJI HOUSE、独立行政法人都市再生機構の連携協力による花見川団地を拠点とした地域生活圏の活性化に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）、株式会社良品計画（以下「乙」という。）、株式会社 MUJI HOUSE（以下「丙」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「丁」という。）は、次のとおり「千葉県、株式会社良品計画、株式会社 MUJI HOUSE、独立行政法人都市再生機構の連携協力による花見川団地を拠点とした地域生活圏の活性化に関する協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が連携協力して、花見川団地を拠点とした地域生活圏の活性化に取り組むことを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力する。

- 一 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備に関すること。
- 二 花見川団地商店街の活性化に関すること。
- 三 地域で活躍する人材の発掘や活動支援に関すること。
- 四 地域資源の活用に関すること。
- 五 大学連携に関すること。
- 六 情報発信に関すること。
- 七 その他、甲、乙、丙及び丁が必要と認めること。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項の連携協力事項及びその想定する内容が別紙のとおりであることを確認する。

（法的性質）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、第2条が各当事者間の具体的な取引や法的義務を生じさせるものではないことを確認する。

（秘密保持）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定の履行に関して知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、法令に基づく場合又は相手方の同意がある場合は、この限りではない。本協定の有効期間終了後においても、同様とする。

（有効期間）

第5条 本協定は、締結の日から発効し、令和7年3月末日までその効力を有するものとする。ただし、同期日の1箇月前までに甲乙丙丁いずれからも本協定を終了させる旨の意思表示がない場合には、有効期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁で協議の上、これを定めるものとする。

本協定締結の証として、本書4通を作成し、4者署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和4年5月26日

- 甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一
- 乙 東京都豊島区東池袋四丁目26番3号
株式会社良品計画
代表取締役社長 堂前 宣夫
- 丙 東京都豊島区東池袋四丁目26番3号
株式会社 MUJI HOUSE
代表取締役社長 堂前 宣夫
- 丁 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
東京東・千葉地域本部長 久保木 茂文

別紙

■連携協力事項と想定する内容

号	協定条文上の記載 (第2条)	想定する内容
第1号	多様な世代が安心して住み続けられる環境整備に関する事 こと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ MUJI×UR リノベーション住戸の供給 ・ どこでもこどもカフェの実施 ・ 若者向け家賃等支援制度の活用 ・ 団地内移動支援(自動運転実証実験の実施など) ・ まちの保健室の実施 等
第2号	花見川団地商店街の活性化に関する事 こと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街のリノベーションの実施 ・ サイクリングコースと商店街の連携(駐輪スペースの確保等サイクリスト向けの環境整備、自転車関連施設の誘致、案内板の設置、連携イベントの実施、サイクリストへのPR) ・ 無印良品のポップアップストアの開設 ・ コミュニティアートならびにアップサイクル推進拠点の整備・運営 ・ ワークショップの実施 等
第3号	地域で活躍する人材の発掘や活動支援に関する事 こと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣農産物の生産者による定期的なプチマルシェの実施 ・ 住民の小商い創業支援(はなみがわLDK+の活用など) 等
第4号	地域資源の活用に関する事 こと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花見川、花島公園のアウトドアイベントと団地商店街イベントの連携実施 ・ 団地周辺のウォーキングイベントの実施 ・ 地域の魅力発見MAP作り ・ 花見川河川敷の環境整備(カヤック発着場)による親水空間の創出 ・ 資源循環の取り組み支援(生ごみを活用した住民と近隣農産物生産者の連携支援、生ごみ資源化アドバイザー派遣の活用、団地内での農産物栽培環境づくり) ・ 団地共用部等(公園、広場、施設ほか)を活用した賑わい、交流事業の実証実験 等
第5号	大学連携に関する事 こと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街ワークショップの実施 ・ 連携イベントの実施 ・ フィールドワークの実施支援 等
第6号	情報発信に関する事 こと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ アプリやSNSの活用、店舗での発信 等
第7号	その他、甲、乙、丙及び丁が必要と認める事 こと。	—